3　初回のラウンドの各単位の提示価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の提示価額は、次の㈠及び㈡に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該㈠及び㈡に定める金額とする。

㈠　前ラウンドの特定入札が二以上ある単位　当該単位の前ラウンドの提示価額に当該単位の最低落札価額に五分の一を乗じて得た金額を加えた金額

㈡　㈠以外の単位　当該単位の前ラウンドの提示価額

4　四3の規定による撤回申出が行われ、当該撤回申出を伴う退出入札の対象となった単位で特定入札がない場合には、当該単位の当該退出入札が提出されたラウンドの次のラウンドの開始価額及び提示価額は、2及び3の規定にかかわらず、当該退出入札が提出されたラウンドの開始価額の金額とする。

四　参加者の入札に関する事項

1　参加者は、初回のラウンドにあっては新規継続入札、二回目以降の各ラウンドにあっては継続入札、退出入札又は新規継続入札を単位ごとに提出することができる。（注一）（注二）

2　二回目以降の各ラウンドにおいて、参加者が前ラウンドで特定入札を提出した単位に対して継続入札又は退出入札を提出しなかった場合、その参加者は、当該単位に対して開始価額を申し出る退出入札を提出したものとみなす。

3　参加者は、三回目以降の各ラウンドにおいて、次に掲げる条件のいずれも満たす場合に限り、前ラウンドで特定入札を提出した単位に対して開始価額を申し出る退出入札を提出するとともに、総務大臣に対して当該退出入札を特定入札としないことを希望する旨を申し出ること（以下「撤回申出」という。）ができる。

㈠　撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の周波数が二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下であること。

㈡　撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて撤回申出をしていないこと。

㈢　撤回申出が対象とする退出入札を提出しようとする単位の市町村が、撤回申出をしようとする参加者が撤回申出をしようとするラウンドよりも前のラウンドにおいて提出した退出入札（特定入札とならなかったものに限る。）が対象とする単位の市町村に隣接していること。

4　撤回申出をする参加者は、1の規定にかかわらず、当該撤回申出をするラウンドにおいて新規継続入札を提出することができない。

五　ポイント数の算定に関する事項

1　各単位の単位ポイント数は、各単位の最低落札価額を千円につき一ポイントの率で換算した数とする。

2　初回のラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各参加者が提供した保証金の金額を百円につき一ポイントの率で換算した数とする。

3　二回目以降の各ラウンドにおける各参加者の保有ポイント数は、各ラウンドの前ラウンドにおける各参加者の特定入札が対象とする単位の単位ポイント数の総和とする。

六　参加者が提出した入札の審査及び処理に関する事項

1　総務大臣は、各ラウンドが終了した後、各ラウンドにおいて参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合しているかどうかを審査する。

2　総務大臣は、参加者が提出した入札が本価額競争実施指針の規定に適合していないときは、その入札を提出した参加者に対し、その提出した入札の修正を指示することができる。

3　総務大臣は、本価額競争実施指針の規定に適合していると認められる入札のうち、次の㈠から㈢までに掲げるラウンドの区分に応じ、それぞれ当該㈠から㈢までに掲げるものを特定入札とする。

㈠　初回のラウンド　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

㈡　二回目のラウンド　継続入札、次の⑴に掲げる退出入札及び次の⑵から⑷までに掲げる新規継続入札

⑴　次のいずれも満たす退出入札

ア　退出入札を提出した単位に継続入札及び⑵から⑷までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

イ　同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑵　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア　退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

イ　同一の単位に提出された退出入札のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑶　⑵に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに⑵に該当することとなる新規継続入札。ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は⑵と同じとする。

⑷　新たに⑵に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで⑶の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、⑶の「⑵に該当する新規継続入札」とあるのは、「⑵に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなった新規継続入札」と読み替えるものとする。

㈢　三回目以降のラウンド　継続入札、次の⑴に掲げる退出入札及び次の⑵から⑷までに掲げる新規継続入札

⑴　次のいずれも満たす退出入札

ア　撤回申出を伴わないこと。

イ　退出入札を提出した単位に継続入札及び⑵から⑷までの規定に該当する新規継続入札が提出されていないこと。

ウ　同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑵　参加者ごとに抽選により定められた順にその参加者が提出した新規継続入札が対象とする単位の単位ポイント数を合計していき、その参加者の保有ポイント数からその参加者が提出した継続入札及び次のいずれも満たす退出入札が対象とする単位の単位ポイント数を差し引いて得たポイント数を超えない範囲内でその合計が最も大きくなるときの新規継続入札

ア　撤回申出を伴わないこと。

イ　退出入札を提出した単位に継続入札が提出されていないこと。

ウ　同一の単位に提出された退出入札（撤回申出を伴わないものに限る。）のうち最も高い金額を申し出たもの（最も高い金額を申し出たものが二以上ある場合には、それらの中から抽選により選定されたもの）であること。

⑶　⑵に該当する新規継続入札を継続入札とみなしたときに新たに⑵に該当することとなる新規継続入札（ただし、参加者ごとに抽選により定められた順は⑵と同じとする。）

⑷　新たに⑵に該当することとなる新規継続入札が生じなくなるまで⑶の規定を準用して選定を繰り返した場合における新規継続入札。この場合において、⑶の「⑵に該当する新規継続入札」とあるのは、「⑵に該当する新規継続入札及びその後新たに該当することとなった新規継続入札」と読み替えるものとする。